

PCT NEWSLETTER

<https://www.wipo.int/pct/ja>

2022年3月号 | No. 03/2022

PCT ニュースレター日本語訳では、[PCT NEWSLETTER](#) (英語版) の翻訳を提供しています。PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

PCT 実施細則の修正:

附属書 F (国際出願の電子出願及び処理のための標準) 及び附属書 F の添付書類 I

関係官庁及び機関との協議を受けて、PCT 実施細則の附属書 F 及び附属書 F の添付書類 I (ePCT 標準のための XML DTDs) の修正が、2022 年 7 月 1 日に発効する旨が公布されました。

この修正により、2022 年 7 月 1 日以降の国際出願の提出に、WIPO 標準 ST.26 に基づいたファイルの使用が可能になりました。なお、当該日以前の国際出願の手続には、引き続き WIPO 標準 ST.25 に基づいたファイルを使用することができます。

修正された附属書 F 及び附属書 F の添付書類 I の全文は、文書名 PCT/AI/ANF/7 及び PCT/AI/DTD/16 で、以下のページ (右側の PCT 実施細則の欄) に掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html> (英語)

国際事務局による IPER の写しの第三者への提供

PCT 規則 94.1(c) に基づく選択官庁による通知

選択官庁としてのジャマイカ知的所有権庁は、PCT 規則 94.1(c) に基づき、国際事務局 (IB) に対し、当該選択官庁に代わって国際予備審査報告 (IPER) の写しを第三者に提供するよう依頼しました。選択官庁に代わって IPER の写しを提供するよう IB に依頼している官庁の一覧は、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧ください。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/access_iper.html (英語)

電子的な通信手段の不通により期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容規定 (PCT 規則 82 の 4.2)

PCT 規則 82 の 4.2 に基づく通知 (欧州特許庁)

官庁又は機関における電子的な通信手段の不通により、所定の期間が遵守されなかったことによる遅滞について許容する PCT 規則 82 の 4.2(a) に従い、欧州特許庁 (EPO) は、2022 年 2 月 27 日午後 7 時から翌日の 2 月 28 日午前 10 時 27 分 (中央ヨーロッパ時間) まで、電子的な通信手段として当該官庁が認めているサービスの一つである Online Filing OLF2.0 に不通が発生したことを国際事務局に通知しました。

上記サービスの不通により PCT 期間を遵守できなかった出願人は、PCT 規則 82 の 4.2 に基づき、期間が遵守されなかったことによる遅滞についての許容を請求することができます。ただし、2020 年 11 月 26 日付けの公示 (PCT 公報) の 254 ページに掲載された適用状況に従っていることが条件となります。以下をご参照下さい。

https://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices20.pdf#page=254 (英語)

この不通に関する情報は、以下の EPO ウェブサイト

<https://www.epo.org/service-support/availability-of-online-services/2022.html> (英語)

及び以下の WIPO ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/en/texts/unavailability.html> (英語)

(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

グローバル特許審査ハイウェイ

USPTO による Rospatent とのグローバル特許審査ハイウェイ試行プログラムの終了

USPTO は、グローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) 試行プログラムの申請が、GPPH の下での先行庁である連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) が実施した成果物に基づき行われる場合の GPPH への参加申請の取扱いに関して、以下のステートメントを公表しました。

「2022 年 3 月 11 日より、米国特許商標庁 (USPTO) は、グローバル特許審査ハイウェイの先行庁として Rospatent が実施した成果物に基づく、USPTO におけるグローバル特許審査ハイウェイ (GPPH) への参加申請を認めないこととします。さらに、2022 年 3 月 11 日以前に、Rospatent が実施した成果物に基づく出願に対して、USPTO が GPPH の下で特別なステータスを付与した係属中の案件については、USPTO はそのステータスを除外し、それらの出願を通常の処理及び審査を行う手続に戻します。したがって今後 USPTO では、Rospatent が実施した成果物に基づき参加申請された出願を GPPH 出願として取り扱わないこととします。」

「USPTO は、GPPH の事務局である日本国特許庁に本決定を通知しました。

ご質問は、PPHfeedback@uspto.gov までお問合せ下さい。」

詳細は、以下の USPTO ウェブサイトをご参照下さい。

[https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-
eurasian-patent-organization](https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/uspto-statement-engagement-russia-and-eurasian-patent-organization)

PCT アップデート

DE: ドイツ (国内段階移行期間)

EP: 欧州特許庁 (手数料)

IE: アイルランド (所在地とあて名)

SE: スウェーデン (手数料)

XV: ヴィシエグラード特許機構 (電話番号、通信手段)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁、国立工業所有権機関 (ブラジル)、スウェーデン知的所有権庁、北欧特許機構)

補充国際調査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁)

国際予備審査に関連するその他の手数料 (欧州特許庁、スウェーデン知的所有権庁)

PCT 関連資料の最新/更新情報

WIPO ST.26 の実装に関するよくある質問 (FAQs)

新しい WIPO 標準 ST.26 に基づく配列表の提出に関する FAQs が更新されました。2022 年 7 月 1 日以降に配列表を含む国際出願を予定している出願人は、この重要な情報を是非ご一読下さい。更新版は、アラビア語、中国語、英語、仏語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語及びスペイン語で、以下のリンクからご利用下さい。

<https://www.wipo.int/standards/en/sequence/faq.html> (英語)
(英語以外の言語は、ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから選択可能です)

新しい ePCT ビデオチュートリアルの配信

下記の新しいビデオチュートリアルが、2021 年 12 月に配信開始されたコレクションに追加されました。

- 出願人向け ePCT ビデオチュートリアル
(<https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials.html> (英語)):
 - Managing access rights
 - How to retrieve your username and how to reset your password of your WIPO Account
- 官庁向け ePCT ビデオチュートリアル
(https://www.wipo.int/pct/en/epct/tutorials_offices.html (英語)):

- How to process replacement sheets under PCT Rule 26.

PCT 出願人の手引 (ロシア語及びスペイン語版)

PCT ニュースレター 2022 年 1 月号に掲載されたお知らせの追加情報です。PCT 国際段階の詳細情報を提供する、PCT 出願人の手引「国際段階の概要」のロシア語及びスペイン語版が更新され、それぞれ以下のリンクに掲載されています。

<https://www.wipo.int/pct/ru/guide/index.html>

<https://www.wipo.int/pct/es/guide/index.html>

ウェビナーの新録音

仏語のウェビナー

下記の仏語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Restoring the Priority Right (2022 年 3 月 2 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語のウェビナー

下記の独語のウェビナーの録音

- Exploring the PCT ウェビナーシリーズから、Restoring the Priority Right (2022 年 3 月 9 日配信)

並びにウェビナーで使用された資料は、次のリンクからアクセス可能です。

<https://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>

PCT 様式の変更 (2022 年 7 月 1 日より有効) – 訂正

PCT ニュースレター 2022 年 2 月号の 8 ページでお知らせした、2022 年 7 月 1 日から発効する PCT 様式の情報に関して、誤って編集可能な PDF 形式で利用可能である旨が掲載されました。編集可能な PDF 版は、2022 年 7 月 1 日からのみ利用可能になる点にご留意下さい。

加えて、下記の様式は、以下に表示されている言語ではまだ利用可能になっておりませんので、ご注意ください。

- 願書様式 (PCT/RO/101) 及び国際予備審査請求書様式 (PCT/IPEA/401) のアラビア語、中国語、独語、日本語、ポルトガル語及びロシア語版
- PCT/RO/151、PCT/IPEA/408、PCT/IPEA/409 及び PCT/IPEA/441 の独語版

該当する言語による上記の様式は、2022 年 7 月 1 日より PCT 様式のページ (<https://www.wipo.int/pct/en/forms/index.html>) にて利用可能になります。

欧州特許庁 – 様式 PCT/RO/105 を送付する際の EPO の運用変更について

受理官庁としての欧州特許庁は、2022 年 4 月 1 日より、受理した様式 PCT/RO/101 (願書様式) の写しを様式 PCT/RO/105 (「国際出願番号及び国際出願日の通知書」) に添付する運用を終了します。願書様式の写しは、受理官庁が職権で訂正を行った場合に限り、様式 PCT/RO/105 と共に出願人に送付されます。この新しい運用により、出願人は、受理官庁が願書様式に変更を行ったかどうかを即座に確認できるようになることで確認作業を軽減することができる上、紙の使用量の削減にも繋がります。

欧州特許庁 – PCT-EPO ガイドラインの改訂

欧州特許庁 (EPO) は、Guidelines for Search and Examination at the EPO as PCT Authority (PCT 機関としての EPO 調査及び審査ガイドライン) (PCT-EPO Guidelines) が改訂され、2022 年 3 月 1 日に発効する旨を公表しました。当ガイドラインでは、国際調査機関及び国際予備審査機関としての EPO になされる国際出願の取扱いに関して様々な側面で従うべき実務や手続について説明しています。

ガイドラインほぼ全ての部分が改訂されましたが、主要な変更は Part A の増幅で以下が含まれます。

- 言語に関する章 (第 VII 章) 及び
- 優先権を主張するための出願人の資格に関する第 VI 章に新たなセクション 1.6 の追加

その他、編集上の改善や、テキストも改訂されました。

詳細は、以下の EPO の公示をご参照下さい。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2022/01/a11/2022-a11.pdf>

改訂 PCT-EPO ガイドラインは、2022 年 3 月版の全文として発行され、2021 年 3 月版に優先します。なお、改訂版は、英語、仏語及び独語で利用可能です。

<https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/guidelines-pct.html>

実務アドバイス

優先権書類を提出するための要件を満たすこと

Q: 先の国内出願の優先権を主張する PCT 出願を行う予定です。優先権書類の提出に関して、PCT における当方のオプションはどのようなものでしょうか？

A: PCT 規則 17.1 に従い、一つ又は複数の先の出願に基づく優先権が国際出願において主張される場合、出願人は、先の国内出願ごとの認証謄本 (「優先権書類」) を提出する必要があります。この要件を満たすために出願人が利用可能なオプションを以下に説明します。ただし、全てのケースについて全てのオプションが利用できるわけではない点にご注意下さい。

受理官庁に対し優先権書類を作成し送付するよう請求する

オプションの一つとして、先の出願が、国際出願についての受理官庁として行動している官庁と同一官庁に対して行われた場合には、PCT 規則 17.1(b) に基づいて当該受理官庁に対し、優先権書類を作成して国際事務局 (IB) に送付するよう請求するだけで要件を満たすことができます。願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄の該当するボックス (「優先権主張及び優先権書類」) をチェックすることにより請求が可能です。この請求は、優先日から 16 か月以内に行ってください。ePCT¹ (<https://pct.wipo.int> (訳者注: 日本語が選択可能)) を利用して国際出願を作成する場合で、追加された優先基礎出願が選択受理官庁と同一官庁に対して行われたのであれば、「優先権主張」の画面上に、当該受理官庁に対し、優先権書類を作成し送付するよう請求可能なオプションが自動的に設定されます。なお、一部の受理官庁は、優先権書類の提出に伴う手数料を徴収している点にご留意下さい (該当する受理官庁が徴収する手数料の詳細については、PCT 出願人の手引 附属書 C をご参照下さい)。

WIPO デジタルアクセスサービスの利用

別のオプションとして、WIPO デジタルアクセスサービス (DAS) を活用することもできます。DAS では、第一国出願官庁 (OFF: Office of filing of the earlier application) が DAS の提供庁であることを条件として、IB に対し、優先権書類として使用するための先の出願の電子的な認証謄本を取得するよう請求することができます。DAS は特に、受理官庁が第一国出願官庁ではなく、そのため PCT 規則 17.1(b) に頼ることができない場合に便利です。ですから、該当する第一国出願官庁が提供庁であるかどうかを確認して下さい。下記は、現在 DAS に参加している 34 官庁の二文字コード国名の一覧です。

AR、AT、AU、BE (取得庁としてののみ)、BR、CA、CL、CO、CN、DK、EA、EE、EP、ES、EUIPO (意匠出願のみ対象)、FI、FR (提供庁としてののみ)、GB、GE、IB、IE (取得庁としてののみ)、IL、IN、IT (提供庁としてののみ)、JP、KR、LV、MA、MX、NL、NO、NZ、SE 及び US

詳細は、以下の DAS 参加庁に関するページをご参照下さい。

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/ (英語)

DAS が活用でき、そのサービスを希望するのであれば、最初に必要な手順は、第一国出願官庁に対し (第一国出願官庁がまだそうしていない場合) て、先の出願の謄本を DAS に提供するよう請求することです。請求方法は該当する第一国出願官庁の特定の要件によります。詳細は以下の DAS に関するページ

<https://www.wipo.int/das/en> (英語)

並びに、以下の PCT 出願人の手引 附属書 B の該当部分の関連する第一国出願官庁の記載情報をご覧下さい。

<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html> (英語)
(訳者注: ページ右上の言語切替ドロップダウンリストから日本語が選択可能)

先の出願の謄本が DAS で利用可能になると、その先の出願に関連する DAS コードを受け取ることができます。あるいは先の出願が処理された時に付与されたコードが、アクセスコードとして使用できるようになります。例えば、US 出願では、EFS-Web 上の先の出願の電子受領書に記載されている確認番号がアクセスコードになります。

¹ 受理官庁としての米国特許商標庁に対し国際出願を行う場合には、次の点にご注意下さい。ePCT を利用して国際出願を作成する際には、ePCT とは別に、RO/US システムへの提出用に ePCT 出願データパッケージを作成しダウンロードする必要があります。

次の手順は、IB に対し、国際出願の一件書類用に優先権書類を取得するよう請求することです。この請求は、願書様式 (PCT/RO/101) の第 VI 欄の該当するボックス (「優先権主張及び優先権書類」) をチェックし、先の出願のアクセスコードを提供することで可能です。ePCT を利用して国際出願を作成する場合、「優先権主張」の画面から「国際事務局がデジタルライブラリー (DAS) から取得」のオプションを選択し、アクセスコードを入力して下さい。ePCT は DAS でリアルタイムに検索を行い、アクセスコードを検証し、必要な優先権書類がデジタルライブラリーで利用可能であるかを確認します。検証が問題なく行われると、記録の写しの受領後、優先権書類は IB の処理システムから自動的に取得されます。望ましいのは、出願時に IB に対して優先権書類を取得するよう請求することですが、出願後であっても高度な認証でサインインし、オンラインアクション「優先権書類の DAS からの取得」を利用することで、ePCT 経由で請求を行うこともできます。

PCT ニュースレター 2019 年 11 月号と 12 月号の実務アドバイスでは、第一国出願官庁に対し DAS システムで優先権書類を利用可能とするよう請求することについて、そして IB に対し DAS システムで利用可能な優先権書類を取得するよう請求することについての詳細を解説しています。それぞれ以下のリンクからご参照下さい。

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct_news_2019_11.pdf (英語)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett_2019.pdf#page=91
(日本語)

https://www.wipo.int/edocs/pctndocs/en/2019/pct_news_2019_12.pdf (英語)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/newslett/2019/newslett_2019.pdf#page=97
(日本語)

詳細は、以下の DAS に関するウェブサイト上にも掲載されています。

<https://www.wipo.int/das/en/description.html> (英語)

また、PCT 規則 17.1(b) の 2) に基づき、IB に対し、DAS から優先権書類を取得するよう請求するための期間は、PCT 規則 17.1(a)² と同じとなります。そのため、以下が充足されている場合には、請求の期間は満たされたものとみなされます。

- 第一国出願官庁に対し、必要な全ての手続を済ませたこと。そして
- 国際出願公開日前に、IB に対し、アクセスコードを使用して有効な請求が行われたこと。

なお、IB は、DAS から優先権書類を取得する手数料は徴収していません。

出願人自身が直接 IB に対し優先権書類を提供する

最後のオプションとして、出願人が先の出願の認証謄本をすでに入手済みであれば、その謄本を自ら IB に対して送付することも可能です。認証謄本が電子形式 (PDF) で関係する発行官庁の謄本にデジタル署

² PCT 規則 17.1(a) に基づき、優先権書類は、優先日から 16 か月以内に出願人が IB 又は受理官庁に提出する必要があります。当該期間の満了後に IB が受理した当該先の出願の写しは、その写しが国際出願の国際公開日前に到達した場合には、当該期間の末日に IB が受理したものとみなされます。

名がされている場合には、最も効率の良い送付方法は、(高度な認証の有無にかかわらず) ePCT にログインして ePCT の「ドキュメントアップロード」機能を利用して IB に対し認証謄本を提出する方法です。この目的に適した認証謄本を発行している官庁は、本ニュースレター執筆時点で、以下に限られています。

- AT - オーストリア特許庁
- BR - 国立工業所有権機関 (ブラジル)
- CZ - チェコ共和国工業所有権庁
- FR - 国立工業所有権機関 (INPI) (フランス)
- IT - イタリア特許商標庁
- PL - ポーランド共和国特許庁
- PT - 国立工業所有権機関 (ポルトガル)
- US - 米国特許商標庁 (USPTO)

何らかの理由で上記のいずれの方法も利用できない場合は、優先権書類の認証謄本を宅配便や郵送により直接 IB に送付することも可能ですが、IB はこの方法での書類の送付は推奨していません。